

大切なお孫さまなどへの教育資金の贈与をお考えなら ちゅうぎんの教育資金専用口座

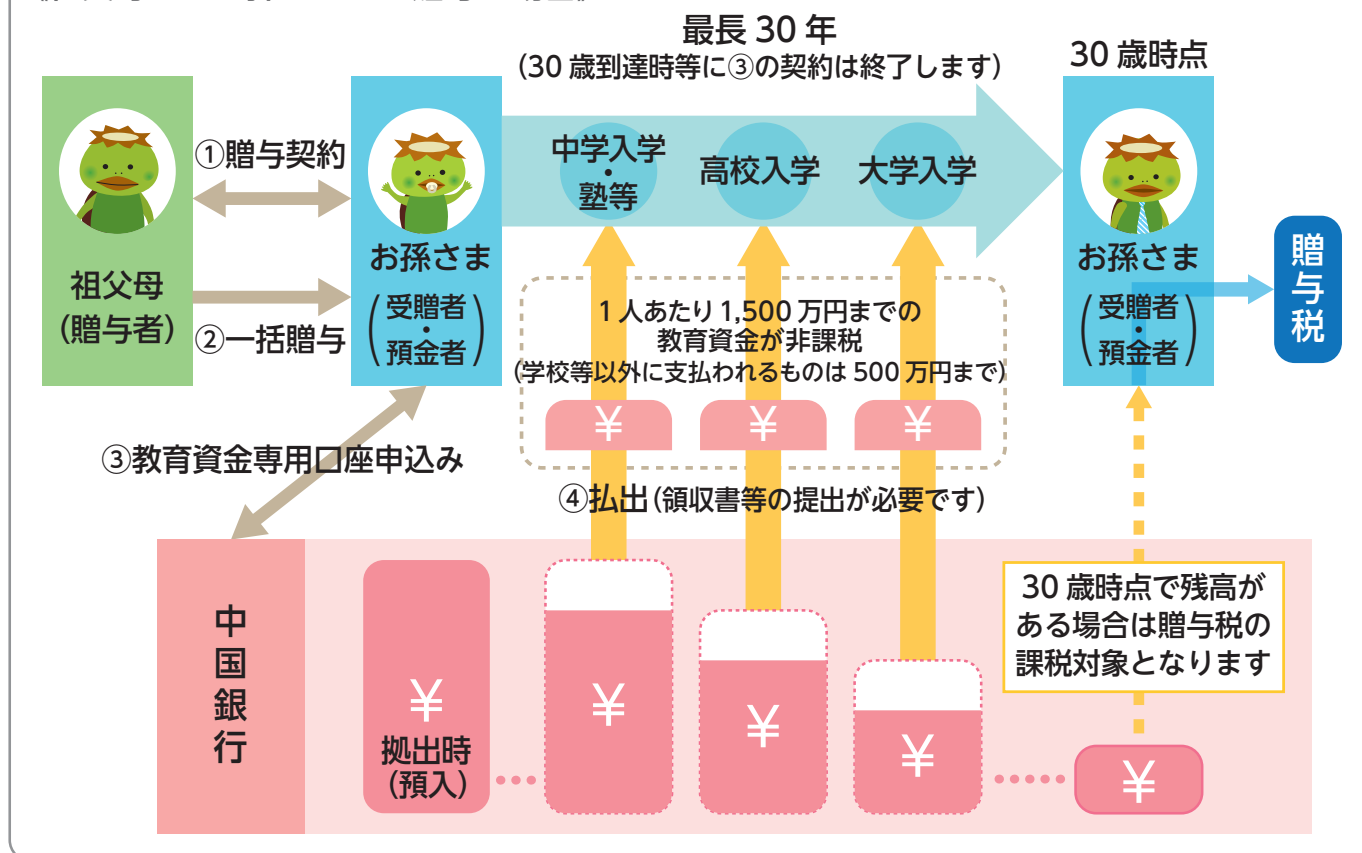
《教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置とは》

直系尊属(曾祖父母・祖父母・父母など)から、ひ孫・孫・子へ教育費(大学入学資金等)を贈与した場合、受贈者1人につき1,500万円まで(学校等以外に支払われるものは500万円まで)の金額について贈与税が課されなくなる(非課税)制度です。

今まで課税対象とされていたお孫さまへ教育資金の一括贈与がしやすくなります。

- ポイント 1 受贈者(お孫さまなど)が30歳になるまでの教育資金が非課税の対象です
- ポイント 2 受贈者1人あたり1,500万円まで(学校等以外に支払われるものは500万円まで)の教育資金の贈与が非課税となります
- ポイント 3 平成25年6月10日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものが対象です
- ポイント 4 払出の際は銀行等の金融機関へ教育資金に充てたことがわかる領収書等の提出が必要です

《祖父母からお孫さまへの贈与の場合》



詳しくは、お近くのちゅうぎんへお気軽にお問い合わせください。



TEL

担当者

(営企・第737号・H29.5.8現在)

ちゅうぎん教育資金専用口座の概要

| | |
|----------------|--|
| ご利用いただける方 | 祖父母さまなどの直系尊属の方から 教育資金の贈与を受けられた30歳未満のお客さま |
| 対象となる預金 | 普通預金(教育資金専用口座開設・追加預入申請書によりお申込みいただけます) |
| お預入れ期限 | 平成 25 年 6 月 10 日から平成 31 年 3 月 31 日まで |
| 口座開設方法 | お近くのちゅうぎんの窓口でお申込みいただけます。 ※その後の諸手続きは口座開設店でのみ受付いたします。 |
| お預入れ方法 | ○口座開設店の窓口でお預入れいただけます。 ○お預入れ金額は 1 円以上 1 円単位です。 |
| 教育資金とは | ①学校等に対して直接支払われる金銭(上限 1,500 万円) 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、 修学旅行費、学校給食費等 ②学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの (上記 1,500 万円のうち上限 500 万円) 学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等 |
| お引出し方法 | ○口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 ※お引出し方法には、①お客さまご自身で教育資金を支払い後 1 年以内に領収書等を当行にご提出いただき当該資金を引出す方法と、②口座から引出し後に教育資金の支払いに充当された後、領収書等を翌年 3 月 15 日までに窓口にご提出いただく方法がございます。 ○上記のいずれの場合も 教育資金の支払いを証明する領収書等(原本)を窓口にご提出いただきます。 |
| 手数料 | 無 料 |
| 本口座の 解約について | 下記のいずれかの早い日に教育資金専用口座のご利用は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただけます。(通常の預金口座として引続きご利用いただくことはできません。) ①預金者(お孫さまなど)が 30 歳になられた場合 ②預金者(お孫さまなど)が亡くなられた場合 ③残高がなくなり、預金者(お孫さまなど)から口座解約の申し出があった場合 |



口座開設手続きに必要なもの

| | |
|-----------------------|---|
| 受贈者の ご本人さま確認書類(原本) | 保険証、運転免許証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)等 ※受贈者が未成年者の場合は、受贈者との関係が確認できる法定代理人(親権者さま)のご本人さま 確認書類もあわせて必要となります(法定代理人にお手続きを代行していただきます)。 ※顔写真のないご本人さま確認書類の場合は、2種類必要です。 |
| 受贈者のご印鑑 | 新規に口座を開設いただきますので、登録いただくご印鑑をご用意ください。 なお、受贈者が未成年の場合は法定代理人のご印鑑もご用意ください。 |
| 受贈者の 個人番号(マイナンバー) | 個人番号確認書類(通知カード等) |
| 戸籍謄本 または抄本 | 贈与者(祖父母さまなど)と受贈者(お孫さまなど)の関係の確認のため、それぞれのお名前が入った戸籍謄本(または抄本)をご用意ください。 |
| 贈与契約書(原本) | 窓口にて用紙をご用意しております。口座の開設に先立ち、事前に贈与者(祖父母さまなど)と受贈者(お孫さまなど)との間で締結していただきます。 ※契約書の締結後、(契約日より)2 か月以内に贈与資金を本口座にお預入れいただく必要がございます。 |
| 教育資金非課税 申告書(原本) | 窓口にて用紙をご用意しております。国税庁のホームページでもダウンロードすることができます。 ※贈与税の非課税措置を受けるための必要書類となります。 |
| 本制度の詳細 | 本制度の詳細については、文部科学省もしくは国税庁のホームページにて確認してください。 |

※手続き等の詳細につきましては、お近くのちゅうぎんの窓口へお問い合わせください。
※税務上等の取扱いについては、税理士等専門家にご相談ください。